

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年9月29日

担当 東京労働局労働基準部賃金課
課長 樺嶋 靖彦
主任賃金指導官 片岡 鉄男
賃金指導官 柴田 優
TEL 3512-1614 (直通)

東京都最低賃金は10月1日から907円

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、東京労働局長の決定を経て、本年9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額907円になります。

東京労働局では、改正後の東京都最低賃金額の周知に努めるとともに、都内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしています。



最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話 0120 - 311 - 615）を設けています。

[参考1] 最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考2] 東京都最低賃金の改正状況（過去10年間）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
引上額	4円	5円	20円	27円	25円
時間額	714円	719円	739円	766円	791円

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
引上額	30円	16円	13円	19円	19円
時間額	821円	837円	850円	869円	888円

[参考3] 全国における平成27年度地域別最低賃金改正の状況

北海道	764円	東京都	907円	滋賀	764円	香川	719円
青森	695円	神奈川県	905円	京都	807円	愛媛	696円
岩手	695円	新潟	731円	大阪	858円	高知	693円
宮城	726円	富山	746円	兵庫	794円	福岡	743円
秋田	695円	石川	735円	奈良	740円	佐賀	694円
山形	696円	福井	732円	和歌山	731円	長崎	694円
福島	705円	山梨	737円	鳥取	693円	熊本	694円
茨城	747円	長野	746円	島根	696円	大分	694円
栃木	751円	岐阜	754円	岡山	735円	宮崎	693円
群馬	737円	静岡	783円	広島	769円	鹿児島	694円
埼玉	820円	愛知	820円	山口	731円	沖縄	693円
千葉	817円	三重	771円	徳島	695円	加重平均	798円